

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免取扱要綱 (障害福祉課) 2
- 亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱 (障害福祉課) 8
- 亀岡市チャイルドシート貸出要綱 (子育て支援課) 13
- 平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画の一部変更 (環境クリーン推進課) 16
- 一般廃棄物収集運搬業の許可取消 (環境クリーン推進課) 16
- 公示送達 (税務課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 18
- 亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱 (スポーツ推進課) 18
- 熟年パワーまちづくり推進委員会設置要綱の廃止 (市民協働課) 23
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 24
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 24

- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 25

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26
- 農用地利用規程の認定及び取消 (農林振興課) 30
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 30
- 都市公園の区域変更 (都市整備課) 35
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 35
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 39
- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可 (都市計画課) 39
- 南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市整備課) 39
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 40

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成26年度定期監査結果に対する措置状況 46
- 平成26年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況 47
- 平成26年度定期監査結果に対する措置状況 49
- 平成26年度定期監査結果に対する措置状況 53

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 55
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 55
- 亀岡市公共下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱の一部改正 56

—— 公 告 ——

- 公共下水道事業計画の変更案の縦覧 57

—— 任免及び辞令 ——

告 示

亀岡市告示第152号

亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免取扱要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第31条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、障害福祉サービスに係る利用者負担額の減免（以下「減免」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 減免の対象者は、規則第32条各号に規定する事情のいずれかに該当する支給決定障害者等（法第5条第21項の支給決定障害者等をいう。以下同じ。）とする。

(災害による減免)

第3条 規則第32条第1号に規定する特別の事情に該当する場合（以下「災害」という。）は、住宅、家財又はその他の財産の別表に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該支給決定障害者等の利用者負担額を免除することができる。

(所得激減による減免)

第4条 規則第32条第2号から第4号までに規定する特別の事情のいずれかに該当する場合（以下「所得激減」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する場合は、6月以内の期間に限り、当該支給決定障害者等の利用者負担額を免除することができる。

- (1) 支給決定障害者等の属する世帯（特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者の当該年中の見込所得金額（退職金、雇用保険給付金、保険金、補償金等により給付される金額を含む。）が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少することが見込まれるとき。
- (2) 支給決定障害者等の属する世帯の直近3月（申請日の属する月を含む。）の実収入額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否の決定に用いられる収入の認定額をいう。）の平均が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額（介護扶助費を除く。）の100分の120以下であるとき。

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者総合支援法利用者負担額減免申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）
- (2) 同意書（別記第2号様式）
- (3) り災証明書（災害による減免に限る。）

(4) 収入等を証明する書類（別記第3号様式及び別記第4号様式。所得激減による減免に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 減免の申請は、減免事由の生じた日から6月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し減免の承認又は不承認を決定し、申請者に障害者総合支援法利用者負担額減免決定通知書（別記第5号様式）を交付する。

2 前項の決定により、減免を承認した場合は、申請者に障害者総合支援法利用者負担額減免認定証（別記第6号様式）を併せて交付する。

(開始)

第7条 減免は、申請書を市長が受理した日の属する月の翌月（市長が受理した日が月の初日である場合は当月）分の利用者負担額から行う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消し、その旨を当該支給決定障害者等に通知するとともに、減免した額を返還させることができる。

- (1) 事情の変化によって減免が不適當となった者
- (2) 偽りその他不正の行為によって減免を受けた者
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第3条関係）

損害の程度	減免期間	利用者負担額	給付率
5割以上	1年以内	0円	100/100
3割以上5割未満	6月以内	0円	100/100

別記第1号様式（第5条関係）

障害者総合支援法利用者負担額減免申請書

支給決定 障害者等	フリガナ		受給者 証番号			
	氏名						
	生年月日		性別	男・女			
利用児童	フリガナ			性別	男・女		
	氏名						
	生年月日						
住 所	〒						
利 用 者 負 担 額 減 免 申 請 理 由							
<p>(宛先) 亀岡市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減免を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名 ④</p> <p>電話番号</p>							

※亀岡市記入欄

交付年月日	年 月 日
適用年月日	年 月 日から
有効期限	年 月 日まで
備 考	

第2号様式 (第5条関係)

同意書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定による利用者負担額減免申請について、記載した内容は事実と相違ありません。事実と異なることが判明した場合は、減免の承認を取り消されても異議ありません。

また、申請内容の確認のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入等の状況につき、亀岡市が法第12条の規定に基づき、各金融機関、私又は私の世帯員の雇い主、その他関係人や機関に対し報告を求めることに同意します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

対象となる世帯員名

第3号様式 (第5条関係)

年間見込額計算書

利用者氏名			
生計維持者氏名			続柄
(単位：円)			
所得	当年1月～ 申請日前月	申請日当月～ 当年12月見込額	合 計
年金 <small>(非課税年金を除く。)</small>	収入		
	①所得		
給与	収入		
	②所得		
③その他所得	(所得の種類)		
当年所得金額の 年間見込額	①+②+③		

第4号様式 (第5条関係)

収入申告書

世帯の収支状況…<期間	年	月	年	月	>	(単位:円)
項目	氏名					
売上金						
家賃・間代・損料						
農業収入						
雇用保険金						
仕送り						
給与収入		有・無		有・無		有・無
年金収入		有・無		有・無		有・無
収入合計(A)						
材料費						
仕入代						
光熱水費						
交通・通信費						
税金						
人件費						
外注費						
その他経費						
支出合計(B)						
差引収入額						
預金等(C)						
(A-B+C) / 月数						(単位:円)
月平均実収入額						

(所得がない、あるいは少額の場合は、生活状況を記入してください。)

第5号様式 (第6条関係)

障害者総合支援法利用者負担額減免決定通知書

様
 亀岡市長
 亀岡市指令 第 年 月 日 号
 国

先に申請のありました障害者総合支援法利用者負担額減免については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

利用者氏名	受給者証番号
決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 減免後負担上限月額 承認する	円 年 月 日 年 月 日 有効期限
2 理由 承認しない	

- (教示)
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 上記1の審査請求に対する裁決を待たずに、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となり)、処分の取消しを提起することとができ、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することも裁決がないとき、(1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先
 亀岡市 課
 亀岡市安町野々神8番地 電話：0771-

第6号様式 (第6条関係)

障害者総合支援法利用者負担額減免認定証		交付年月日 年 月 日					
受給者証番号							
住所							
支給決定障害者等	フリガナ	氏名					
		生年月日					
利用児童	フリガナ	氏名					
		生年月日					
適用年月日		から					
有効期限		まで					
減免認定額		負担上限月額	円				
支給市町村番号並びに市町村名及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">京都府亀岡市安野野々神8番地 亀岡市 印</p>						

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の11及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第18条の25の規定に基づき、障害児通所支援に係る利用者負担額の減免（以下「減免」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 減免の対象者は、規則第18条の25各号に規定する事情のいずれかに該当する通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）とする。

(災害による減免)

第3条 規則第18条の25第1号に規定する特別の事情に該当する場合（以下「災害」という。）は、住宅、家財又はその他の財産の別表に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該通所給付決定保護者の利用者負担額を免除することができる。

(所得激減による減免)

第4条 規則第18条の25第2号から第4号までに規定する特別の事情のいずれかに該当する場合（以下「所得激減」という。）で

あって、次の各号のいずれにも該当する場合は、6月以内の期間に限り、当該通所給付決定保護者の利用者負担額を免除することができる。

- (1) 通所給付決定保護者の属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者の当該年中の見込所得金額（退職金、雇用保険給付金、保険金、補償金等により給付される金額を含む。）が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少することが見込まれるとき。
- (2) 通所給付決定保護者の属する世帯の直近3月（申請日の属する月を含む。）の実収入額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否の決定に用いられる収入の認定額をいう。）の平均が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額（介護扶助費を除く。）の100分の120以下であるとき。

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児通所給付費利用者負担額減免申請書（別記第1号様式）
- (2) 同意書（別記第2号様式）
- (3) り災証明書（災害による減免に限る。）
- (4) 収入等を証明する書類（別記第3号様式及び別記第4号様式。所得激減による減免に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 減免の申請は、減免事由の生じた日から6月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し減免の承認又は不承認を決定し、申請者に障害児通所給付費利用者負担額減免決定通知書（別記第5号様式）を交付する。

2 前項の決定により、減免を承認した場合は、申請者に障害児通所給付費利用者負担額減免認定証（別記第6号様式）を併せて交付する。

(開始)

第7条 減免は、申請書を市長が受理した日の属する月の翌月（市長が受理した日が月の初日である場合は当月）分の利用者負担額から行う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消し、その旨を当該通所給付費決定保護者に通知するとともに、減免した額を返還させることができる。

- (1) 事情の変化によって減免が不相当となった者
- (2) 偽りその他不正の行為によって減免を受けた者

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第3条関係）

損害の程度	減免期間	利用者負担額	給付率
5割以上	1年以内	0円	100/100
3割以上5割未満	6月以内	0円	100/100

別記第1号様式 (第5条関係)

障害児通所給付費利用者負担額減免申請書

フリガナ 通所給付決定 保護者氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 性別	フリガナ 男・女
フリガナ 利用者児童	フリガナ 氏名	フリガナ 性別	フリガナ 男・女
フリガナ 住所	フリガナ 生年月日	フリガナ	
フリガナ 利用者負担額 減免申請理由	フリガナ		
(宛先) 亀岡市長 上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減免を申請します。 年 月 日			
申請者 住所 氏名 電話番号		住所 氏名 電話番号	

※亀岡市記入欄

交付年月日	年 月 日
適用年月日	年 月 日から
有効期限	年 月 日まで
備考	

第2号様式 (第5条関係)

同意書

児童福祉法 (以下「法」という。) の規定による利用者負担額減免申請について、記載した内容は事実と相違ありません。事実と異なることが判明した場合は、減免の承認を取り消されても異議ありません。

また、申請内容の確認のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入等の状況につき、亀岡市が法第57条の4の規定に基づき、各金融機関、私又は私の世帯員の雇い主、その他関係人や機関に対し報告を求めることに同意します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 _____

氏名 _____ 印

対象となる世帯員名

第3号様式 (第5条関係)

年間見込額計算書

利用児童氏名			
生計維持者氏名		続柄	
(単位:円)			
所得	当年1月～ 申請日前月	申請日当月～ 当年12月見込額	合計
年金 (非課税年 金を除く。)	収入		
	①所得		
給与	収入		
	②所得		
③その他所得	(所得の種類)		
当年所得金額の 年間見込額	①+②+③		

第4号様式 (第5条関係)

収入申告書

世帯の収支状況…<期間	年	月～	年	月>	(単位:円)
氏名					
項目					
売上金					
家賃・間代・損料					
農業収入					
雇用保険金					
仕送り					
給与収入	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
年金収入	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
収入合計(A)					
材料費					
仕入代					
光熱水費					
交通・通信費					
税金					
人件費					
外注費					
その他経費					
支出合計(B)					
差引収入額					
預金等(C)					
(A-B+C) / 月数					(単位:円)
月平均実収入額					
(所得がない、あるいは少額の場合は、生活状況を記入してください。)					

第6号様式 (第6条関係)

障害児通所給付費利用者負担額減免認定証		交付年月日	年	月	日
受給者証番号					
住所					
フリガナ					
通所給付決定 保護者氏名					
フリガナ					
利用児童 氏名					
生年月日					
適用年月日					から
有効期限					まで
減免認定額					円
支給市町村番号 並びに市町村名 及び印	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="text-align: center;">京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">印</div>				

第5号様式 (第6条関係)

障害児通所給付費利用者負担額減免決定通知書

様

亀岡市長

亀岡市指令 第 年 月 日 号

先に申請のありました障害児通所給付費利用者負担額減免については、下記のとおり決定しましたので通知します。

利用児童氏名	受給者証番号								
決定年月日	年	月	日						
決定事項									
1 減免後負担上限月額	円								
承認する	適用年月日	年	月	日					
	有効期限	年	月	日					
2 理由									
承認しない									

- (教示)
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となり、)処分の取消しの訴えを提起することができ、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することもできます。
 - 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先
亀岡市 課
亀岡市安町野々神8番地 電話：0771-

「揭示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市チャイルドシート貸出要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市チャイルドシート貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置(以下「チャイルドシート」という。)の貸出しを受けることができる者(以下「対象者」という。)に貸し出すことによって、乳幼児の安全を確保し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(チャイルドシートの種類)

第2条 チャイルドシートの種類は、新生児からおよそ体重18kgまでの乳幼児用とする。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 現に普通自動車を運転することができる免許を保有していること。
- (3) 使用する自動車チャイルドシートを装着できるものであること。
- (4) チャイルドシートの利用者(新生児からおよそ体重18kgまでの乳幼児をいう。以下同じ。)を乗車させて自動車を運転する必要があること。

(期間)

第4条 チャイルドシートの貸出期間は、貸し出した日から2箇月以内とし、更新すること

はできない。

(台数)

第5条 チャイルドシートの貸出台数は、利用者1人につき1台とする。

(費用負担)

第6条 チャイルドシートの貸出しに係る費用は、無料とする。

(申請等)

第7条 チャイルドシートの貸出しを受けようとする対象者は、亀岡市チャイルドシート貸出申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、運転免許証を提示しなければならない。

(貸出許可等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、保有台数の範囲内で、貸し出すものとする。

2 前項の規定によりチャイルドシートの貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)は、亀岡市チャイルドシート借受書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、チャイルドシートの使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中のチャイルドシートの維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。

3 使用者は、チャイルドシートを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

4 使用者は、チャイルドシートを破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

5 使用者は、チャイルドシートの使用に当たっては、相当の注意をもってその維持管理に努め、当該チャイルドシートを損傷し、又は滅失したときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

(貸出しの取消)

第10条 市長は、使用者が前条に規定する責務その他この要綱の規定に違反したときは、チャイルドシートの貸出しを取り消すことができる。

(返還)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにチャイルドシートを返還しなければならない。

- (1) 第3条に規定する対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) 第4条に規定する貸出期間が満了したとき。
- (3) 前条の規定により貸出しを取り消されたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第7条関係）

亀岡市チャイルドシート貸出申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

別記第2号様式（第8条関係）

亀岡市チャイルドシート借受書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

使用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

亀岡市チャイルドシート貸出要綱第7条第1項の規定により、次のとおりチャイルドシート
の貸出しを申請します。

利用 者	氏 名 <small>ふりがな</small>	年 月 日 (歳)	kg
借 用 日	年 月 日 ~	年 月 日	
使用車種			
備 考			

記

下記のとおりチャイルドシートを借り受けます。ついては、亀岡市チャイルドシート貸出
要綱の規定を順守し、使用することを誓約いたします。

1 借 受 品 チャイルドシートの本体及び取扱説明書、
付属品一式 (NO. _____)

2 借受期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- 3 使用者の責務
- 使用者は、チャイルドシートの使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。
ない。
 - 借受期間中のチャイルドシートの維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。
 - 使用者は、チャイルドシートを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。
 - 使用者は、チャイルドシートを破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと思ふときは、この限りでない。
 - 使用者は、チャイルドシートの使用に当たっては、相当の注意をもってその維持管理に努め、当該チャイルドシートを損傷し、又は滅失したときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

事務処理欄（申請者は記入しないでください。）

	課長	副課長	係長	係	受付印
本人確認書類	<input type="checkbox"/>	運転免許証			
返 却 日	年 月 日				
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 (_____)				
備 考					

「揭示済」

亀岡市告示第155号

平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画（平成27年亀岡市告示第32号）の一部を次のように変更する。

平成27年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

2の(1)の表欄外を

「○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田産業、(株)カンボ、南丹清掃(株)、張本安弘、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ」に改める。

「揭示済」

亀岡市告示第156号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消したので告示する。

平成27年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

事業者の氏名 又は名称	高橋商店 高橋 富美雄
許可の番号	平成25年6月28日付 亀岡市指令環推第33号
処分の年月日	平成27年6月25日
処分の理由	欠格要件に該当するため。

「揭示済」

亀岡市告示第157号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年7月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

督促状 平成27年度第1期分固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第158号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年7月14日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0804-75049

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年7月14日

「揭示済」

亀岡市告示第159号

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱を次のように定める。

平成27年7月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市スポーツ競技全国大会等
出場激励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動に対する意識の高揚及び本市のスポーツ推進を図るため、スポーツ競技全国大会等に出場する個人及び団体に対し、予算の範囲内において交付する亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象とする大会）

第2条 激励金の交付対象とする大会（以下「全国大会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、京都府予選を経て、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場するものとする。

- (1) 全国障害者スポーツ大会、全日本選手権大会等の国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会（加盟団体を含む。）その他これらに準ずる団体が主催する全国大会（以下「全国大会」という。）
- (2) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、世界選手権大会その他これらに準ずる国際大会（以下「国際大会」という。）
- (3) その他市長が必要と認める大会

（交付対象者）

第3条 激励金の交付対象者は、前条各号に掲げる大会に出場する高校生以下の市内に居住する選手個人又は高校生以下等で構成された市内に活動拠点を置く団体とする。

2 同一の交付対象者が同一年度内において前条各号に掲げる大会に複数回出場するときは、1回を限度として激励金を交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（適用除外）

第4条 激励金は、次の各号のいずれかに該当

する大会に出場する場合は、第2条の規定にかかわらず、交付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 小学校記録会（陸上記録会、水泳記録会等）
- (2) 中学校体育大会（中体連等）
- (3) 高等学校体育大会（高体連等）
- (4) 特別支援学校体育大会
- (5) スポーツクラブ等の大会

（激励金の額）

第5条 激励金の額は、別表に定める額とする。

（申請手続）

第6条 激励金の交付を受けようとする選手個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要領等の大会の詳細がわかる資料
- (2) 出場者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請手続は、選手個人に代わって、その親権者が行うことができるものとする。

3 第1項に規定する申請手続は、原則として全国大会等が開催される10日前までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（激励金の請求）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金請求書（別記第3号様式）を市長に提出

しなければならない。

（実績報告）

第9条 激励金の交付を受けた者は、当該激励金に係る全国大会等の終了後速やかに亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金結果報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（激励金の返還）

第10条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の返還を命ずることができる。

- (1) 大会への参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法によって、激励金を受けたとき。
- (3) その他この要綱の趣旨等に沿わないと市長が判断したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の激励金から適用する。

別記第1号様式(第6条関係)

区分	全国大会	国際大会	その他市長が必要と認める大会
個人	5,000円以内	20,000円以内	人数、内容等に応じて別途定める。
団体	30,000円以内	100,000円以内	

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者 住 所

団 体 名

氏名又は代表者名

電話番号

㊞

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付申請書

下記のとおり、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金の交付を受けたいので申請します。

記

大会名称	
開催日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開催場所	
出場種目	
出場に至った経緯	
添付書類	(1) 大会開催要領等(写し可) (2) 出場者名簿(住所・勤務先・学校名等記入のこと) (3) 予選大会の結果等

第2号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

様

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金の交付については、亀岡市スポーツ競技全国大会激励金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金については、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金請求書

記

1 決定 交付決定額 金 円

2 却下 理由

1 交付決定額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		
委任状		
私（請求者）は、 出場激励金の受領を委任します。 を代理人と定め、亀岡市スポーツ競技全国大会等 年 月 日 (宛先) 亀岡市会計管理者 請求者 氏名又は名称 印		

- この激励金の交付を受けるときは、この交付決定通知書の写しを添えて亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金請求書（第3号様式）を提出してください。
- 事業が終了したときは、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金結果報告書（第4号様式）と大会結果等の大会の状況がわかる資料のほか、必要な書類を提出してください。
- 交付申請に虚偽又は不正があった場合や大会が中止又は出場できなくなった場合の他交付要綱の趣旨等に反すると判断された場合は、交付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、交付金の全部若しくは一部を交付せず、又はその返還を命ずることがあります。

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所

団体名

氏名又は代表者名

電話番号

㊟

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金結果報告書

下記のとおり、亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金に係る全国大会等に出場したの
で結果を報告します。

記

氏名又は団体名	
大会名称	
開催日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開催場所	
大会結果 (出場種目、順位、 記録等)	
添付書類	(1) 大会結果一覧表等 (2) 出場者名簿 (3) その他大会の詳細がわかる資料

「揭示済」

亀岡市告示第160号

熟年パワーまちづくり推進委員会設置要綱
(平成19年亀岡市告示第3号)は、廃止する。

平成27年7月16日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第161号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53
年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定
により、下記の国民健康保険被保険者証は無効
としたので告示する。

平成27年7月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-13040

- 1 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年7月16日

「揭示済」

亀岡市告示第162号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53
年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定
により、下記の国民健康保険被保険者証は無効
としたので告示する。

平成27年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1101-81055

- 1 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年7月17日

「揭示済」

亀岡市告示第163号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53
年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定
により、下記の国民健康保険被保険者証は無効
としたので告示する。

平成27年7月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0111-62001

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月2日
- 3 無効になる日
 平成27年7月22日

「揭示済」

亀岡市告示第164号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年7月23日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成27年7月23日（木）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 7台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間

- 7 返還期間
 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
 保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第165号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年7月27日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年7月28日から平成27年8月10日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

亀岡市長 栗山正隆

平成27年7月24日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
19057	つつじヶ丘141号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番83先	61.00m	6.00m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番77先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-75017

- 1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日 平成27年2月9日
- 3 無効になる日 平成27年7月31日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第21号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年7月10日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|--------------------------------|--------------------------|
| (1) 工事番号 | 道改第3号 | |
| (2) 工事名 | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その9） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市馬路町浏尻地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 223.0m |
| | | W = 10.75m |
| | 土工 | 1.0式 |
| | 排水工 | |
| | 側溝工 | L = 348.0m |
| | 街渠工 | L = 15.1m |
| | 縁石工 | L = 221.4m |
| | 舗装工 | |
| | 車道舗装工 | A = 1505.0m ² |
| | 歩道舗装工 | A = 704.0m ² |
| | 附属施設工 | |
| | 車止め工 | N = 4.0箇所 |
| | 警戒標識柱 | N = 2.0箇所 |
| | 交差点照明 | N = 1.0箇所 |
| | 区画線工 | |
| | 区画線 | 1.0式 |
| (6) 予定価格（税込） | 30,276,720円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 28,034,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から175日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |

- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年7月10日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年7月10日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年7月15日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年7月16日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年7月17日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年7月14日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年7月21日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年7月23日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成27年7月28日（火） 午前9時から午後5時まで 平成27年7月29日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年7月30日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定により、平成27年6月12日付けで認定申請のあった農事組合法人河原林の河原林町農用地利用規程については、これを認定し、平成20年10月1日付け認定番号第20-2号で認定した河原林町営農組合の河原林町農用地利用規程については、同法第24条第3項の規定によりその認定を取り消したので、公告する。

平成27年7月13日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市公告第23号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年7月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 27教第2号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅲ期） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市馬路町地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（Ⅲ期） <ul style="list-style-type: none">・屋内運動場1大規模改造に係る建築工事 一式・器具庫、バス待ちシェルター、駐輪場建築工事 一式・屋外運動場グラウンド舗装工事 一式・除却工事 一式・上記に係る付帯外構工事 一式 |

- (6) 予定価格（税込） 462,996,000円
【入札書比較価格（税抜） 428,700,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成28年9月30日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年7月14日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年7月14日（火） 午後3時から なお、設計図書（図面）は、 平成27年7月14日（火） 午後3時から 平成27年8月7日（金） 午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面） 亀岡市役所3階契約検査課において、平成27年度 亀岡市建設工事入札参加 資格審査において、「建 築一式工事」の「A等 級」に認定された者に配 布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年7月22日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年7月23日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年7月27日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年7月23日（木） 正午まで 設計図書に関する質問 平成27年8月3日（月） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年8月4日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年8月10日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年8月11日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年8月12日（水） 午前11時00分	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、平成27年7月14日（火）午後3時から平成27年8月7日（金）午後5時15分までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、地元建設業支援のために、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書を送信しようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第24号

次のように都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成27年7月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 名称

亀岡運動公園

2 位置

亀岡市曾我部町穴太裏条、穴太達原、穴太出井、穴太土渕、穴太柳原及び穴太河原口並びに吉川町穴川中溝、穴川狭間、吉田上河原及び吉田前河原地内

3 区域

別添図面のとおり（略）
（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する）

4 供用開始の期日

平成27年7月15日

5 敷地面積

変更前 14.8ha
変更後 15.9ha

「揭示済」

亀岡市公告第25号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号
道改第5号
- (2) 工事名
市道南掛栢原線道路改良工事（その6）
- (3) 工事場所
亀岡市東別院町鎌倉地内
- (4) 工事種別
土木一式工事
- (5) 工事概要

工事延長	L = 122.0m
	W = 5.0m
土工	1式
法面工	
植生基材吹付	A = 464.4m ²
石・ブロック積工	
コンクリートブロック積	A = 704.5m ²
排水構造物工	
プレキャストU型側溝	L = 117.4m
プレキャストU型側溝（横断用）	L = 5.6m
集水柵	N = 3箇所
舗装工	
下層路盤	A = 652.8m ²
上層路盤	A = 645.0m ²
構造物撤去工	1式

- (6) 予定価格（税込） 63,457,560円
【入札書比較価格（税抜） 58,757,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成28年2月29日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年7月17日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年7月17日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年7月23日（木） 午前9時から午後5時まで 平成27年7月24日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年7月28日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年7月22日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年7月29日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年7月31日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年8月10日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年8月11日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年8月12日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第26号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年7月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第27号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年7月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 組合の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成26年6月6日から
平成32年3月31日まで

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 事務所の所在地

（変更前）亀岡市保津町構ノ内53
（変更後）亀岡市余部町清水77番地1

5 設立認可の年月日

平成26年6月6日

6 変更認可の年月日

平成27年7月24日

「揭示済」

亀岡市公告第28号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成27年7月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 事業の名称

南丹都市計画亀岡駅北土地区画整理事業

2 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 27政第1号
- (2) 工事名 JR千代川駅東側広場等整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町今津2丁目地内
- (4) 工事種別 土木一式工事

(5) 工事概要

- 工事延長 L = 65.0m
- 土工 一式
- 擁壁工
 - 場所打擁壁工 (H=0.50~1.75m) L = 80.1m
- 石・ブロック積工
 - 雑割石練積工 (H=0.50~1.25m) A = 47.3m²
- 排水構造物工
 - 側溝工
 - L型側溝 (B500) L = 51.3m
 - プレキャスト側溝 L = 10.0m
 - 円形水路 φ300 L = 104.0m
 - 集水柵・マンホール工
 - 街渠柵 N = 13.0箇所
 - 集水柵 (□400) N = 1.0箇所
 - 管渠工
 - コンクリート台付管 φ300 L = 18.2m
- 水路工
 - 現場打水路 (B300) L = 22.0m
 - 水路蓋掛工 (B300) L = 8.0枚
- 縁石工
 - 縁石工
 - 歩車道境界ブロック L = 160.0m
- 防護柵工
 - 防止柵工 転落防止柵 (H=1.10m) L = 110.2m
- 道路付属施設工
 - 道路付属物工
 - 階段工 N = 1.0式
 - 車止工 N = 26.0箇所

照明工

照明工 車道照明	N = 1.0基
歩車道照明	N = 4.0基
歩道照明	N = 4.0基
引込 (分電盤屋外共架式)	N = 1.0基

ケーブル配管工

ハンドホール (□600)	N = 1.0箇所
ケーブル配管 (EM-CE 3.5mm ² -2c)	L = 471.8m
電線管 (FEP φ 50, 30)	L = 274.6m

給水管工

給水管工 HIVP管 φ 20	L = 41.4m
-----------------	-----------

植栽工

植栽 張芝	A = 198.1m ²
-------	-------------------------

舗装工

アスファルト舗装工

表層 (再生密粒度AS, t=5cm)	A = 359.7m ²
表層 (ポーラスアスコン (排水性), t=5cm)	A = 743.9m ²

ブロック舗装工

表層 (インターロッキングブロック, t=6cm)	A = 524.6m ²
表層 (視覚障害者ブロック, t=6cm)	A = 36.0m ²

碎石舗装工

表層 (碎石舗装, t=24cm)	A = 379.3m ²
-------------------	-------------------------

区画線工 実線, 白線, W=0.45m	L = 30.6m
実線, 白線, W=0.15m	L = 338.3m
破線, 白線, W=0.15m	L = 35.0m
矢印, 右折	L = 6.5m

構造物取壊し工

一式

(6) 予定価格 (税込) 64,945,800円

【入札書比較価格 (税抜) 60,135,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から平成28年3月18日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金

の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年7月31日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年7月31日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年8月6日（木） 午前9時から午後5時まで 平成27年8月7日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年8月11日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年8月5日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年8月12日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年8月14日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年8月19日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年8月20日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成27年8月21日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

関 吉 廣
亀岡市教育委員会委員に任命します

細 川 景 子
亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
任期は平成29年3月31日までとします
平成27年7月1日

亀 井 義 一
大 西 章 弘
(各 通) 坂 本 雅 子
太 田 禮 子
西 田 英 二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま
す
任期は平成29年7月1日までとします
平成27年7月2日

東 前 光 明
(各 通) 石 田 茂 雄
清 水 宏 一
安 井 重 一

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解き
ます
平成27年7月27日

赤 間 將
(各 通) 廣 瀬 義 直
中 村 昌 博
中 村 嘉 孝
松 橋 奈津子

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱しま
す
任期は平成27年9月30日までとします
平成27年7月28日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年7月16日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 竹田幸生

平成26年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>亀岡市教育委員会 教育部 (教育総務課)</p> <p>(1) 小学校</p> <p>ア 切手の管理について 各小学校において、切手台帳は教育委員会の統一様式により整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入誤り、受領印漏れ及び年度繰越の事務処理に誤り等が見受けられた。 切手台帳について、適正な管理をされたい。</p> <p>イ 備品の管理について 各小学校において、備品台帳は教育委員会の共通システムにより整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入漏れが見受けられた。 備品台帳について、適正な管理をされたい。</p>	<p>切手の管理における切手台帳の整備については、再度、記載事項等の詳細について各学校に通知し、引き続き切手の適正な保管管理に努めるよう徹底した。</p> <p>学校備品については、引き続き備品台帳等を整備し、適正な記載等に努めるよう再度徹底した。</p>

<p>ウ 理科教材用薬品の保管について</p> <p>各小学校において、薬品台帳が整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入誤り、台帳の内容と現物の保管内容に差異が生じているもの等が見受けられた。</p> <p>薬品について、適正な管理をされたい。</p> <p>(2) 中学校</p> <p>ア 理科教材用薬品の保管について</p> <p>各中学校において、薬品台帳が整備されていたが、一部の中学校において、台帳への記入漏れ等が見受けられた。</p> <p>薬品台帳について、適正な管理をされたい。</p>	<p>理科実験用薬品の保管については、薬品管理台帳等への記載及び在庫量等の確認を定期的に行い、適正な保管管理に努めるよう再度徹底した。</p> <p>理科実験用薬品の保管については、薬品管理台帳等への記載等を行い、引き続き適正な保管管理に努めるよう再度徹底した。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年7月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 竹田幸生

平成26年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部</p> <p>地域福祉課</p> <p>指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 協定書において、連絡調整会議の設置要綱を定めると規定されているが、設置要綱が定</p>	<p>設置要綱を定め、施設の管理運営について協定書に基づき適正な事業執行を徹底す</p>

められていなかった。

協定書に基づき、適正な事業執行となるよう改善されたい。

イ 清掃業務等において、業務の再委託が行われていたが、協定書に基づく承諾手続きを行うことなく、業務の再委託が行われていた。

協定書に基づき、適正な業務執行を行うよう指導するなど改善されたい。

ウ 年次報告において、管理経費の収支状況の支出欄に記載されている人件費とその他の項目の金額の振り分けに誤りが認められた。

提出された書類等について十分な確認をするよう改善されたい。

エ 利用料金の減免適用において、ふれあいプラザ条例等で定められた減免規定の適用号が誤っていた。

減免適用について、適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。

産業観光部

農林振興課

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 作業道整備事業補助金において、市から森林組合に交付された補助金が、森林組合から財産区へ交付されるなど、補助金執行方法に問題が見られた。

事業目的に沿って適正な事業執行が行えるよう事業要領等事業スキームを整理するなどにより改善されたい。

イ 森林保全管理巡視事業補助金の実績報告書について、報告書や写真などの添付書類から、実績件数が明確に確認できてなかった。

実績内容が明確に確認できる事業報告になるよう指導されるなどにより改善されたい。

ウ 森林組合育成事業補助金の実績報告書について、補助対象となる事業内容にかかる経費の明細や積算根拠が明確に確認できてなかつ

ることとした。

承諾手続きを適正に行い、協定書に基づき適正な事業執行を徹底することとした。

報告書類等について、今後十分に確認を行い、是正指導等を図ることとした。

条例減免規定を順守した取り扱いとするよう再度徹底しており、今後においても法令等の順守した適正な事業執行の徹底を図ることとした。

補助金の使途が当該交付の趣旨に沿ったものであり、補助事業が適正に執行されるよう、指導を徹底した。

事業の流れとしては、補助残について、地元の負担金として精算するよう改善された。

巡視結果について森林組合から随時報告を受けることはもとより、実績件数、巡視内容が明確に確認できる適正な書類を提出するよう指導を徹底した。

補助対象となる事業内容にかかる経費の明細や積算根拠が明確に確認できるよう、事務の流れを再確認するとともに、適正な

<p>た。 補助事業の実施内容を適切に確認できるよう、経費の明細や積算根拠を明確になるように指導することにより改善されたい。</p>	<p>書類を提出するよう指導を徹底した。</p>
--	--------------------------

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年7月28日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 竹田幸生

平成26年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部</p> <p>ア 子育て支援課</p> <p>(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の子ども手当返還金滞納繰越分の収入未済分が調定されていなかった。</p> <p>財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 一時保育の利用において、利用申請の提出がないまま保育されているものがあつた。</p> <p>一時保育の実施に関する規則には、利用を希望する保護者は利用申請書を提出しなければならないと定められている。</p>	<p>規定に基づき、過年度収入の収入未済分に係る調定処理を行うとともに、今後は適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>規定に基づき、利用申請書の提出を確認したうえで、その内容を審査し、一時保育の利用の可否を決定するよう徹底することとした。</p>

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用料において、会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月15日及び4月25日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(エ) 市有地占用料において、調定金額及び納入すべき金額に誤りがあった。

地方自治法施行令には、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 高齢福祉課

(ア) 福祉電話自己負担金における納入通知書の納期限の記載について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 介護保険料の滞納繰越分調定事務において、介護保険システムと財務会計システムとの調定金額に誤差が生じていた。平成25年度における保険料の賦課更正と財務上の調定更正が適正に行われなかったことから繰越調定額に誤差が生じていたとみられる。

複数のシステムで保険料の管理業務等を行う場合はもとより、会計事務処理についてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

会計年度単位で定めた市有地占用料の納期限について、その年度の4月末日を納期限とし、規定に基づき適正な処理を行うこととした。

市有地占用料において、調定金額及び納入すべき金額等について誤りがないか確認を徹底し、規定に基づき適正な処理を行うこととした。

毎月納入通知を行う福祉電話自己負担金にかかる納入通知書について、納入通知書発行日から14日以内を納期限とし、今後は財務規則の規定に基づき、適正な事務を行うよう徹底することとした。

前年度の介護保険料滞納繰越分について、介護保険システムと財務会計システムとの調定金額に誤差が生じていたため、調定更正を行った。

指摘事項を踏まえ、今後は正副担当者による照合・確認など適正な事務を行うよう徹底することとした。

産業観光部

ア 観光戦略課

(ア) 市有地占用料において、会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月14日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 観光産業に係る人づくり事業及び観光案内人材育成事業の契約事務において、随意契約の適用条項が適正ではなかった。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令に規定されている。

随意契約とした理由にあった条項を適用されたい。

イ 農林振興課

亀岡市農業公園の指定管理において、指定管理者から月次報告が提出されていなかった。

仕様書には、月次報告について必要な内容を記載した報告書を、毎月末から10日以内に提出することと定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 国営事業推進課

過年度収入の調定事務において、前年度土地改良事業分担金の一部及び明繰農業用施設災害復旧事業分担金の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

今後は、財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うこととした。

今後は、地方自治法施行令の規定に基づき、適正な事務処理を行うこととした。

仕様書に定められたとおり、月次報告書を毎月末から10日以内に提出してもらっており、改善措置を実施した。

財務規則の規定に基づき、前年度土地改良事業分担金の一部及び明繰農業用施設災害復旧事業分担金の収入未済分の調定を行った。

上下水道部

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課
(上水道事業会計)

亀岡市水道料金等徴収事務委託の契約事務において、随意契約の適用条項が適正ではなかった。

随意契約によることができる場合は、地方公営企業法施行令に規定されている。

随意契約とした理由にあった条項を適用されたい。

随意契約の理由については、誤った条項を記載していたので、今後、地方公営企業法施行令に規定されている適正な条項を適用することとした。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、水道課
(簡易水道事業特別会計)

平成26年度千歳簡易水道配水管布設替工事において、配水管技能者通知書が提出されていなかった。

仕様書には、配水管技能者通知書を提出するように定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

平成26年度千歳簡易水道配水管布設替工事の仕様書に基づいて、配水管技能者通知書を提出させた。

今後、工事仕様書等に基づく提出書類の確認を行うように徹底した。

企画管理部

ア 秘書広報課

亀岡市ホームページ作成管理システムの契約において、担当者の選任届けが提出されていなかった。

契約書には、担当する職員を選任したときは発注者に届け出るものとする定められている。

契約書に基づき適正な事務処理をされたい。

ホームページ作成管理システムの契約において、受託者と亀岡市が契約を結んだ日付から、担当者の変更される都度、「納入担当者届」を提出するよう指示した。

今後は、契約書に基づいた適正な事務処理を徹底する。

「揭示済」

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年7月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 竹田幸生

平成26年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計）</p> <p>ア 納入業者等駐車料金の収入事務において、納入通知書の一部に納入義務者の住所及び納期限が記載されていないものがあった。</p> <p>納入通知書の記載事項については、地方自治法施行令等で定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 業務服、術衣・検査衣賃貸借業務及び市立病院電話設備等保守業務において、受注者からの現場責任者等の通知が提出されていなかった。</p> <p>委託業務の円滑な履行を行うため、受注者は担当業務従事者等を定め発注者に通知するものとする契約書に定められている。</p> <p>契約書に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>納入通知書において、納入義務者の住所・納期限を記載するようにした。今後は、収入事務における納入通知書発行に際しては、法令等の規定に基づき、記載事項を的確に記載する。</p> <p>受注者から通知を提出してもらった。今後は、契約事務において、契約書に記載された条項を順守し、規定された内容を適正に執行するよう事務処理を行う。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

清水浩次

亀岡市社会教育委員に委嘱します

任期は平成28年6月30日までとします

平成27年7月1日

清水浩次
 松谷健司
 樋垣泰伸
 瀬尾博
 寺田直人
 上田直美
 山川秀一
 森大策
 第十麻紀
 浅川裕子
 北村美幸
 田端順子
 尾関恵美子
 吉田昌夫
 大嶋久美子
 森田扶美代
 荒樋博利
 柚田孝子
 中村雄一
 片山賀子
 柴田牧子
 河原林桃子
 浦松良子
 山下正己
 奥崎裕子
 福嶋治子
 稲垣好江
 樹山幸代

(各 通)

中西次男
 貝阿弥美智
 小西まどか
 小川真佐世
 小森さや夏

(各 通)

亀岡市就学指導委員会委員に委嘱します

平成27年7月9日

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成27年7月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成27年7月8日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
277	株式会社 池本設備	代表取締役 池本寛之	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町4-71

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

平成27年7月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成27年7月8日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
286	株式会社 池本設備	代表取締役	池本 寛之	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町4-71

「揭示済」

 亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市公共下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱（平成22年亀岡市上下水道部告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月8日

亀岡市長 栗山正隆

第7条第2項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同条第3項及び第4項中「第3条第1項第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第10条中「条例」を「亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）」に改める。

別記第2号様式中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

下水道法第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 下水道の名称

亀岡市公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、荒塚町、大井町並河1丁目、並河2丁目、並河3丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目、五月台2丁目、雲仙台1丁目、雲仙台2丁目、大山台1丁目、大山台2丁目、霧島台1丁目、霧島台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、南つつじヶ丘大葉台1丁目、大葉台2丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、東つつじヶ丘都台1丁目、都台2丁目、都台3丁目、曙台1丁目、曙台2丁目、曙台3丁目、曙台4丁目、篠町広田1丁目、広田2丁目、広田3丁目、見晴1丁目、見晴2丁目、見晴3丁目、見晴4丁目、見晴5丁目、見晴6丁目、見晴7丁

目、夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、馬堀駅前1丁目、馬堀駅前2丁目、野条、荒塚町1丁目、荒塚町2丁目、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町3丁目、下矢田町4丁目、古世町1丁目、古世町2丁目、古世町3丁目、北古世町1丁目、北古世町2丁目、三宅町1丁目、三宅町2丁目、大井町土田1丁目、土田2丁目、土田3丁目、小金岐1丁目、小金岐2丁目、小金岐3丁目、小金岐4丁目、千代川町日吉台、千原1丁目、千原2丁目、今津1丁目、今津2丁目、今津3丁目、小川1丁目、小川2丁目、小川3丁目、安町、余部町、下矢田町、中矢田町、上矢田町、古世町、三宅町、追分町、大井町小金岐、南金岐、北金岐、並河、かすみヶ丘、千代川町小林、千原、拝田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、宇津根町、篠町柏原、王子、森、山本、馬堀、篠、広田、浄法寺、曾我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、蕨田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田、保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島地内の各一部又は全部。

3 予定排水区域

1,454ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和49年12月12日

工事完成予定年月日

平成33年3月31日

5 事業計画案の縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

平成27年7月24日から

平成27年8月7日

「揭示済」

任免及び辞令

大西章弘
(各 通) 柳原和明
三浦正昭

亀岡市上下水道事業経営審議会委員の委嘱を解
きます

山下昇
(各 通) 松本行雄
串崎哲史

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱しま
す

任期は平成27年11月26日までとします

平成27年7月30日